

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(人事課)	77
○平成15年度職業訓練指導員試験(学科試験)の実施.....	(人材育成課)	77
○国土調査の成果の認証.....	(農地調整課)	79
○肥料の登録.....	(農業改良課)	79
○農業振興地域の指定の一部改正.....	(農村計画課)	79
○知事権限に係る保安林の指定(2件).....	(治山課)	79
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	80
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	81
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課)	81
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	82
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	82
○建設業者に対する監督処分.....	(建設情報課)	90
○公募抽選による道有財産(土地)の売払い.....	(建設部総務課)	91
○公共測量の実施の通知.....	(建設部総務課)	91
○公共測量の終了の通知.....	(建設部総務課)	92
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了.....	(道路計画課)	92
○道路の区域の変更.....	(道路整備課)	92
○道路の供用の開始.....	(道路整備課)	92
○道路の区域の決定及び供用の開始.....	(道路整備課)	92
○公有水面の埋立ての免許の出願.....	(砂防災害課)	93
○海岸保全区域の指定の一部改正.....	(砂防災害課)	93
○都市計画の決定.....	(都市計画課)	93
○都市計画の変更の決定.....	(都市計画課)	94
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....	(公園下水道課)	94

支庁告示

○建築基準法による道路の位置の指定.....	94
○建築基準法による公開意見の聴取の実施.....	94
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	95

札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施.....	95
-----------------	----

道函館土木現業所告示

○一般競争入札による道有財産(土地)の売払い.....	96
-----------------------------	----

道教育庁日高教育局告示

○一般競争入札の実施.....	96
-----------------	----

道警察本部告示

○一般競争入札の実施.....	97
-----------------	----

告 示

北海道告示第1996号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
人事給与システム整備業務委託 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成15年10月30日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地
- 随意契約に係る契約金額
36,697,500円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部人事課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1997号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により、職業訓練指導員

試験（学科試験）を次のとおり実施する。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 試験を実施する免許職種及び試験科目

免 許 職 種 学 科 試 験 の 科 目
機 械 科 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。）

関連学科

（系基礎学科）

- (1) 機 械 工 学（機械要素 機構と運動）
- (2) 材 料（材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤）
- (3) 工 作 法（NC工作法 機械工作法 ジグ 工具）
- (4) 測 定 法（測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験）
- (5) 安 全 衛 生（安全管理 衛生管理）

（専攻学科）

- (1) 加 工 法（切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法）
- (2) 機 械 製 図（機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション）

和 裁 科 指導方法

関連学科

（系基礎学科）

- (1) 裁 縫 知 識（裁縫工程 裁縫用具 見積り）
 - (2) 縫 製 法（縫製法 縫製用材料）
 - (3) 安 全 衛 生（安全管理 衛生管理）
- （専攻学科）
- (1) 和 裁 法（裁縫工程 和服の種類 裁縫法）
 - (2) 被 服 学（被服史 被服論 被服科学 服装美学）

木 工 科 指導方法

関連学科

（系基礎学科）

- (1) 製 図（現図画法 読図法）
- (2) 木材加工法（木材乾燥法 木材加工用機械 木材加工法）
- (3) 安 全 衛 生（安全管理 衛生管理）

（専攻学科）

- (1) 工 作 法（木工品 工作法 組立法 仕上法 加飾法 木工用機械 仕様及び積算）
- (2) 塗 装 法（塗装機器 塗装法）
- (3) 材 料（木工用材料 接着剤 仕上用材料）

建 築 科 指導方法

関連学科

（系基礎学科）

- (1) 建 築 工 学（構造力学 建築構造 建築施工 測量 建築製図関係法規）
- (2) 安 全 衛 生（安全管理 衛生管理）

（専攻学科）

- (1) 建 築 設 計（建築設計 設備設計 建築計画）
- (2) 施 工 法（建築施工法 建築工事 規く術 木材工作法 仕様及び積算）
- (3) 材 料（建築用材料）

塗 装 科 指導方法

関連学科

（系基礎学科）

- (1) デ ザ イ ン（文字 構成 色彩 模様）
- (2) 塗 装 一 般（塗料 調色 塗装用設備及び機器 関係法規）
- (3) 安 全 衛 生（安全管理 衛生管理）

（専攻学科）

塗 装 法（金属製品塗装法 木工製品塗装法 建築物塗装法 試験法 材料 仕様及び積算）

上記以外の 指導方法

免 許 職 種

- 2 試 験 の 実 施 期 日 平成16年2月6日（金）
- 3 試験の実施地及び実施場所 試験の実施地は、各支庁所在地及び小樽市とし、実施場所は、後日受験票で通知する。
- 4 受 験 資 格 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者又は職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の2第2項若しくは第3項に規定する者（機械科、和裁科、木工科、建築科及び塗装科の受験者にあつては省令第46条の規定により実技試験の全部が免除され

る者、その他の免許職種の受験者にあつては同条の規定により
実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除され
る者に限る。)であつて、次のいずれにも該当しない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日か
ら2年を経過しない者

5 受 験 手 続

(1) 受 験 申 請 書 類

- ア 受験申請書及び履歴書
- イ 写真(申請前6箇月以内に撮影した上半身、正面脱帽で、55mm×40mmのもの)
- ウ 受験資格を有することを証する書面
- エ 実技試験の全部が免除されることを証する書面
- オ 学科試験の全部又は一部が免除される者にあつては、学科試験の全部又は一部が免
除されることを証する書面

(2) 申請書類の提出先 各支庁経済部商工労働観光課(後志支庁にあつては、商工労
働課)又は後志支庁小樽商工労働事務所

(3) 申請書類の提出期限 平成15年12月1日(月)から15日(月)まで。ただし、郵送
の場合は、15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 試 験 手 数 料 試験手数料は、3,100円に相当する額面の北海道収入証紙を受
験申請書の所定の箇所にはり付けて納付すること(証紙は、
申請者の印章又は署名により消印すること。)

(5) 受 験 票 受験申請書を受理した後、本人あて送付する。

6 合 格 発 表 平成16年3月下旬までに各支庁経済部商工労働観光課(後志
支庁にあつては、商工労働課)又は後志支庁小樽商工労働事務
所から合格者あてに通知して行く。

7 そ の 他

- (1) 受験申請書及び受験案内書は、各支庁経済部商工労働観光課(後志支庁にあつては、
商工労働課)及び後志支庁小樽商工労働事務所において配布する。
なお、郵便で請求する場合は、必ず返信用切手120円分を同封すること。
- (2) 試験に関し不明な点は、各支庁経済部商工労働観光課(後志支庁にあつては、商工労
働課)又は後志支庁小樽商工労働事務所に問い合わせること。

北海道告示第1998号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、小平町小平町の一部及

び足寄町平和の一部における国土調査の成果(地籍図・地籍簿)を認証した。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1999号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

登録番号	肥 料 の 種 類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の 規 格	生 産 業 者 名 称 住 所	登録年月日
北 海 道 第2859号	甲殻類質 肥料粉末	カニガラ乾 燥品	窒 素 全 量 4.0 りん酸全量 2.0	該当なし	株式会社丸一 和田商店 紋別市渚滑町2 丁目4106番地	平成15.11.11

北海道告示第2000号

昭和45年北海道告示第2678号(農業振興地域の指定)等の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農村計画課及び関係支庁へ備え
置いて縦覧に供する。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 昭和45年北海道告示第2678号の一部を次のように改正する。
豊頃地域の事項中「大樹町有林野の193、194林班の区域、」の次に「豊頃町有林野の
143林班1小班の区域、」を加える。
- 2 昭和46年北海道告示第2814号の一部を次のように改正する。
幌延地域の事項中「自然公園法で定める利尻礼文サロベツ国立公園の特別保護地区(平
成15年環境省告示第82号で変更された後の特別保護地区)、」の次に「核燃料サイクル開
発機構幌延深地層研究所の区域、」を加え、広尾地域の事項中「75から80まで」を「75
(字野塚986、991番地の区域を除く。)、76から80まで」に改める。
- 3 昭和48年北海道告示第3341号の一部を次のように改正する。
登別地域の事項中「上登別町並びに常磐町4丁目21(2に限る。)」を「上登別町、鷺
別町1丁目42-1、42-2の一部、42-4、42-5及び49、常磐4丁目21(2に限
る。)」に改める。

北海道告示第2001号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指
定する。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 茅部郡南茅部町字川汲1147の1、字尾札部1582の2、1624

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」と及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び南茅部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第2002号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 山越郡長万部町字共立301の3・字静狩397の1・397の7・字蕨岱347（以上4筆について次の図に示す部分に限る。） 345

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字共立301の3・字静狩397の1・字蕨岱345（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」と及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 保安林の所在場所 天塩郡遠別町字金浦228（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 風害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」と及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁経済部林務課及び遠別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第2003号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 石狩郡当別町字上当別2910の1・2910の442（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」と及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 保安林予定森林の所在場所 空知郡上富良野町1948の139（次の図に示す部分に限る。）、1948の120、1948の123、1948の127、1948の138、1948の743

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡占冠村字ニニウ493の1地先・507の1地先(以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)、507の1(次の図に示す部分に限る。)、366の1、493の1、493の5、2683

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。)

4(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡占冠村字シムカブ原野39の1地先・1614地先(以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)、39の1・44の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1614

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡和寒町字東丘398の11地先から398の13地先まで・398の20地先・398の22地先・398の28地先(以上6筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び和寒町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第2004号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年11月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 上磯郡知内町字森越103の116・104の96(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、103の247、104の106

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び知内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第2005号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年11月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 釧路市山花152の3(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻町仙法志字長浜177の3
 (2) 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第2006号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 阿寒郡阿寒町字シュリコマベツ27の1、27の8、27の23の所在場所
 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び阿寒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2007号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 空知郡上砂川町字東奈井江58の1（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字東奈井江58の1（次の図に示す部分に限る。）
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上砂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 樺戸郡浦臼町473（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 473（次の図に示す部分に限る。）
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浦臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 赤平市住吉町805の1・百戸町北522の1・字赤平693の1・字茂尻180の1・181（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

住吉町805の1・百戸町北522の1・字赤平693の1・字茂尻180の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 富良野市字山部3458（次の図に示す部分に限る。）、の所在場所 2699の1、2700、2702、2703、2705、2706、2708から2710まで、2711の1

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 旭川市神楽岡公園1の1（次の図に示す部分に限る。）、の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 網走市字明治182・向陽ヶ丘2丁目158の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、158の7、向陽ヶ丘1丁目158の1、158の9、向陽ヶ丘3丁目158の11、向陽ヶ丘6丁目158の12

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 7(1) 指定施業要件変更予定保安林 函館市・亀田郡七飯町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに函館市役所及び七飯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 8(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡今金町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

今金町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び今金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

9(1) 指定施業要件変更予定保安林 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

島牧村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

10(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡森町・亀田郡七飯町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

森町・七飯町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

11(1) 指定施業要件変更予定保安林 山越郡長万部町・亀田郡恵山町・楸法華村（以上2町の所在場所 町1村国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

恵山町・楸法華村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

12(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

共和町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

13(1) 指定施業要件変更予定保安林 有珠郡大滝村（国有林。次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 大滝村（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）	(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。）
14(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡北檜山町（国有林。次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び北檜山町役場に備え置いて縦覧に供する。）	16(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡京極町（国有林。次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 京極町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）
15(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡倶知安町（国有林。次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 倶知安町（次の図に示す部分に限る。）	17(1) 指定施業要件変更予定保安林 有珠郡壮瞥町（国有林。次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 壮瞥町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

18(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

19(1) 指定施業要件変更予定保安林 上磯郡知内町・松前郡福島町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

福島町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

知内町・福島町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

20(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

21(1) 指定施業要件変更予定保安林 伊達市・有珠郡壮瞥町・山越郡八雲町（以上1市2町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

伊達市・壮瞥町・八雲町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊達市・壮瞥町・八雲町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに伊達市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

22(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 森町（次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 森町（次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。） 23(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。） 24(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町・虻田郡虻田町・洞爺村（以上2町1村国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。） 25(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 瀬棚郡北檜山町・爾志郡乙部町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。） 26(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 登別市・上磯郡上磯町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 登別市（次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 登別市・上磯町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに登別市役所及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。）
---	--

- 27(1) 指定施業要件変更予定保安林 登別市・古宇郡神恵内村・有珠郡大滝村（以上1市2村国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
登別市・神恵内村・大滝村（以上1市2村について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
登別市・神恵内村・大滝村（以上1市2村について次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに登別市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 28(1) 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡大成町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
大成町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大成町（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 29(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 30(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡本別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 31(1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡足寄町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
足寄町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。) 32(1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡足寄町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 干害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。) 33(1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡足寄町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。) 34(1) 指定施業要件変更予定保安林 帯広市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所	(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 帯広市（次の図に示す部分に限る。) (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。) 35(1) 指定施業要件変更予定保安林 河東郡上士幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 上士幌町（次の図に示す部分に限る。) (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。) 36(1) 指定施業要件変更予定保安林 河東郡上士幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
---	---

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

37(1) 指定施業要件変更予定保安林 白糠郡白糠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

白糠町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

38(1) 指定施業要件変更予定保安林 白糠郡白糠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2008号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、別紙のとおり廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。

「別紙のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
有限会社ジー・エス・ジー	般 - 10 石第16330号	平成15.10.1
中央創建株式会社	般 - 12 石第10686号	同 15.10.2
長栄通建株式会社	般・特 - 11 石第3633号	同 15.10.7
有限会社冷研	般 - 14 石第14077号	同 15.10.9
株式会社テクノ・ロード	般 - 14 石第15964号	同 15.10.15
日藤株式会社	般 - 14 石第9984号	同 15.10.16
株式会社ティー・アイ光泉	般 - 14 石第17816号	同 15.10.20
日興レジン工業株式会社	般 - 13 石第238号	同 15.10.24
有限会社菊地組	般 - 14 石第3847号	同 15.10.27
有限会社吉田アスファルト	般 - 11 石第11578号	同
東洋コンクリート株式会社	般 - 10 渡第3745号	同 15.10.10
有限会社会沢機械	般 - 13 後第1389号	同 15.10.6
株式会社ホクツウ	般 - 12 後第769号	同 15.10.28
株式会社文明堂	般 - 14 空第3298号	同 15.10.3
丸三小林建設株式会社	般 - 13 空第326号	同 15.10.15
株式会社東陽通商	般 - 13 空第1483号	同 15.10.16
株式会社澤川組	般 - 13 空第518号	同 15.10.22
有限会社実建設	般 - 15 上第4762号	同 15.10.16
横山建設工業株式会社	般・特 - 13 留第4号	同 15.10.1
古賀建設	般 - 11 網第805号	同 15.10.15
株式会社春藤建設	般 - 12 網第2298号	同 15.10.24
藤田建設株式会社	般 - 13 胆第120号	同 15.10.14
有限会社丸久土建	般 - 13 釧第2235号	同 15.9.29
北扇建設株式会社	般 - 13 釧第1347号	同 15.10.1

2 許可の一部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
--------	-----------	-------

丸日日本地所株式会社	般 - 10	石第16256号	平成15.10.16
高木建設株式会社	特 - 14	石第1032号	同 15.10.21
株式会社三征	般 - 13	石第17655号	同 15.10.22
有限会社松橋建設	般 - 10	石第16387号	同 15.10.23
大和プラント建設株式会社	般 - 14	石第12849号	同 15.10.28
有限会社ツバサ塗建	般 - 12	石第17075号	同
大秀設備工業株式会社	般 - 13	渡第2077号	同 15.10.20
株式会社大西組	般 - 12	網第270号	同 15.10. 2
丸ノ工藤建設株式会社	般 - 14	網第325号	同 15.10.23
有限会社太豊建設	般 - 12	胆第4150号	同 15. 9.25
三和浄化株式会社	般 - 14	十第2360号	同 15.10.24
株式会社鎌田建設	般 - 13	根第163号	同 15.10.23

北海道告示第2009号

次のとおり公募抽選により道有財産（土地）を売り払う。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 公募に付する土地及び抽選日時

区画番号	所 在 地 番	地目	地積(㎡)	売 払 価 格	抽 選 日 時
北広 - 1	北広島市泉町 1 丁目 2 番 8	宅地	247.00	8,810,000円	平成15年12月24日午前10時

2 応募する者に必要な資格

応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと。

3 応募の条件

- (1) 応募は、1世帯（1事業者）につき1応募とする。
- (2) 応募の変更は、応募の受付期間内に限って行うことができる。
- (3) 買受者は、土地の引渡しの日から5年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならない。
- (4) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に売払地における自己所有の戸建住宅（店舗又は事務所を兼ねた住宅を含むが、アパート等は含まない。）の建設工事を完了しなければならない。
- (5) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。

- (6) 北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。
- (7) 北海道は、買受者が土地の引渡しの日から5年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。
- (8) 買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。

4 応募要領、契約事項その他関係書類を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課経理財産グループ
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 123

5 公募抽選の場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階建設部会議室

6 公募抽選申込書の提出

応募者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。

提出期限 平成15年12月22日（月）

提出場所 4に同じ。

7 買受予定者の決定方法

応募資格者が1名のときは、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が2名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約に当たっては、契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。

9 抽選の公開

抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

北海道告示第2010号

留萌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（港湾管理）
- 2 作業期間 平成15年10月10日から平成16年1月16日まで
- 3 作業地域 留萌市

北海道告示第2011号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間 平成15年6月6日から10月9日まで
- (3) 作業地域 長万部町
- 2(1) 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間 平成15年6月21日から10月24日まで
- (3) 作業地域 江差町

北海道告示第2012号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 路線名 礼文町道浜中西上泊線
- (2) 工事区間 ア 礼文郡礼文町大字船泊字大沢518番4地先から
礼文郡礼文町大字船泊字西大沢国有林159林班ホ小班まで
イ 礼文郡礼文町大字船泊字大沢国有林159林班ホ小班地先から
礼文郡礼文町大字船泊字大沢国有林159林班ホ小班地先まで
- (3) 工事の種類 改築
- (4) 工事完了の日 平成15年11月27日
- 2(1) 路線名 清里町道2線道路
- (2) 工事区間 斜里郡斜里町字大栄97番3地先から
斜里郡斜里町字大栄97番3地先まで
- (3) 工事の種類 改築
- (4) 工事完了の日 平成15年11月25日

北海道告示第2013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道						
2	道路の路線名、縦覧場所及び区域							
	路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間
	多 度 志 一 己 線 北海道札幌土木現業所	深川市一己町字一己2508番144地先から 深川市一己町字一己8927番地先まで		前	15.46mから 35.48mまで	2,500.00m		—
				後	15.46mから 35.48mまで	2,500.00m		—
	江 差 木 古 内 線 北海道函館土木現業所	檜山郡上ノ国町字桂岡222番地先から 檜山郡上ノ国町字桂岡230番1地先まで		前	18.25mから 47.50mまで	200.00m		—
				後	18.25mから 62.45mまで	200.00m		—
	渡 島 吉 岡 停 車 場 線 北海道函館土木現業所	松前郡福島町字吉岡728番2地先から 松前郡福島町字吉岡688番7地先まで		前	15.49mから 31.44mまで	263.99m		—
				後	15.49mから 30.34mまで	263.99m		—

北海道告示第2014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 松 前 港 線	松前郡松前町字唐津78番1地先から 松前郡松前町字松城70番1地先まで	平成15.11.21
道道 函館空港線	函館市高松町569番34地先（函館空港敷地界） から函館市高松町569番17地先まで	同 15.12.10

北海道告示第2015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年11月21日

1	道路の種類	道道
2	路 線 名	福住女満別線
3	道路の区域	
	区	間
	敷地の幅員	延 長
	網走郡女満別町西 1 条 3 丁目 1 番 3 地先から	14.54mから
	網走郡女満別町西 1 条 2 丁目 3 番 1 地先まで	14.54mまで
		70.54m
		一般国道39号
		重複 L = 12.30m

北海道告示第2016号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年11月21日

1	出 願 の 年 月 日	平成15年10月27日
2	出 願 者	
	(1) 氏名又は名称	北海道
	(2) 住 所	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
	(3) 代表者の氏名	北海道知事 高橋はるみ
3	埋 立 区 域	
	(1) 位 置	小樽市塩谷 1 丁目288番、289番 4、289番 5、705番及び707番地先の公有水面
	(2) 区 域	省略（縦覧図書のとおり）
	(3) 面 積	519.20m ² （海浜地盛土1,444.16m ² ）
4	埋立てに関する工事の施行区域	
	(1) 位 置	小樽市塩谷 1 丁目288番、289番 4、289番 5、705番及び707番地先
	(2) 区 域	省略（縦覧図書のとおり）
	(3) 面 積	6,994.41m ²
5	埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第2017号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年11月21日

3 後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(10)島牧海岸の島牧村の項海岸保全区域の欄中14の事項中「江ノ島地区海岸の次の基点 1 から基点14までの各点を順次に結ぶ線、基点 1 と補点①を結ぶ線、補点①から補点④までの各点を順次に結ぶ線及び基点14と補点④を結ぶ線によって囲まれた区域」を「江ノ島地区海岸の次の基点 1 から基点17までの各点を順次に結ぶ線、基点 1 と補点①を結ぶ線、補点①から補点④までの各点を順次に結ぶ線及び基点 17と補点④を結ぶ線によって囲まれた区域」に、「基点11 基点10から方向角308度03分10秒の方向105.99メートルの地点 基点12 基点11から方向角321度58分25秒の方向55.39メートルの地点 基点13 基点12から方向角342度31分46秒の方向71.78メートルの地点 基点14 基点13から方向角355度07分45秒の方向15.07メートルの地点」を「基点11 基点10から方向角308度03分06秒の方向104.04メートルの地点 基点12 基点11から方向角276度14分21秒の方向35.06メートルの地点 基点13 基点12から方向角 1 度16分57秒の方向1.34メートルの地点 基点14 基点13から方向角96度46分00秒の方向33.52メートルの地点 基点15 基点14から方向角321度58分25秒の方向55.39メートルの地点 基点16 基点15から方向角342度31分46秒の方向71.78メートルの地点 基点17 基点16から方向角355度07分45秒の方向15.07メートルの地点」に、「補点④ 基点14から方向角67度29分58秒の方向100.00メートルの地点」を「補点④ 基点17から方向角67度29分58秒の方向100.00メートルの地点」に改める。

北海道告示第2018号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり決定した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年11月21日

- 歌志内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 栗沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 美瑛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 上富良野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 枝幸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 興部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 虻田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 足寄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

北海道告示第2019号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 都市計画の種類 臨港地区
 - 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する土地の区域 稚内市末広4丁目、5丁目の各一部
 - (2) 除外する土地の区域 なし
- （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第2020号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年11月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施行者の名称 釧路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 釧路圏都市計画下水道事業（釧路公共下水道）
- 3 事業計画
 - (1) 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 昭和33年建設省告示第505号、昭和36年建設省告示第1191号、昭和39年建設省告示第546号、昭和40年建設省告示第1681号、昭和42年建設省告示第1956号、昭和44年建設省告示第1000号、昭和48年建設省告示第309号、昭和50年北海道告示第2946号、昭和54年北海道告示第3476号、昭和57年北海道告示第1012号、昭和60年北海道告示第1058号、昭和62年北海道告示第698号、平成元年北海道告示第1277号、平成4年北海道告示第1671号、平成6年北海道告示第795号、平成8年北海道告示第525号、平成11年北海道告示第1880号及び平成13年北海道告示第1750号の事業地のうち釧路市文苑2丁目、文苑3丁目、鶴野東4丁目、鶴野東5丁目、益浦4丁目及び桂恋地内において事業地を変更する。
 - (2) 事業施行期間 昭和33年3月26日から平成21年3月31日まで

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第14号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、森町に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年11月21日

北海道渡島支庁長 前 田 晃

- 1 指 定 番 号 第15 - 3号
- 2 指 定 年 月 日 平成15年11月12日
- 3 道 路 の 位 置 茅部郡森町字尾白内町925番11、925番15
- 4 道 路 の 幅 員 6.00m
- 5 道 路 の 延 長 45.00m
- 6 申請者の住所及び氏名 茅部郡森町字尾白内町925番の8 石黒 守

北海道上川支庁告示第38号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成15年11月21日

北海道上川支庁長 青 木 次 郎

- 1 意見の聴取を受ける者の住所及び氏名
意見の聴取を受ける者は、許可にかかる建築物の敷地の外周から100m以内の居住者、建築物所有者及び土地所有者で、その住所及び氏名は、別紙のとおりである。
（「別紙」は省略し、その住所及び氏名は、北海道上川支庁経済部建設指導課及び士別市建設水道部建築課に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 意 見 聴 取 の 事 由
建築基準法第48条第4項ただし書きの規定により、次の建築物の建築許可をしようとするため
 - 建築主の住所及び氏名 士別市東6条4丁目 士別市長 田 菰 子 進
 - 敷 地 の 位 置 士別市東2条11丁目1614番地79
 - 建 築 物 の 用 途 旅館（スポーツ研修所）
 - 工 事 の 種 別 用途変更
 - 建築物の構造及び階数 木造 地上2階
 - 建 築 面 積 218.47㎡

延 べ 面 積 346.27㎡ 3 意見の聴取の期日 平成15年11月27（木）午後6時から 4 意見の聴取の場所 士別市東5条9丁目 士別勤労者体育センター 北海道網走支庁告示第33号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年11月21日 北海道網走支庁長 毛利 明 雄 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 常呂郡留辺蘂町字温根湯1番45 ほか9筆（第3工区） 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 常呂郡留辺蘂町字上町61番地 留辺蘂町長 南川健次郎 3 開発許可年月日及び番号 平成13年2月26日 網建指第12 - 11号	(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院臨床第1B会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年11月28日（金）午前9時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出期限及び場所 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成15年11月26日（水）午後5時 (2) 提 出 場 所 3に同じ。 11 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
札 幌 医 科 大 学 告 示	
札幌医科大学告示第80号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年11月21日 札幌医科大学長 秋 野 豊 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア ストレッチャー（パラマウントK - 720） 4台 イ ストレッチャー（パラマウントK - 722） 10台 ウ 電動リモートコントロールベッド・アンダーロッカー付け（パラマウントKA - 5031・KA - 55） 8台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 平成16年2月27日（金） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。	

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 札幌医科大学事務局病院課
- イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3128
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

道 函 館 土 木 現 業 所 告 示

北海道函館土木現業所告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により道有財産（土地）を売り払う。
平成15年11月21日

北海道函館土木現業所長 佐々木 眞

1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所 在 地 番	面積(㎡)	入 札 執 行 日 時
函土 - 1	函館市富岡町2丁目294番1	735.23	平成15年12月19日午後2時

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所 管理部用地課
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4231

4 入札執行の場所

函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所301号会議室

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。
- 6 郵便等又は電報による入札
認めないものとする。
- 7 契約保証金
落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を道に納付すること。
- なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は道に帰属する。
- 8 契約書作成の要否及び代金支払方法
契約書の作成を要し、代金は北海道函館土木現業所長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。
- 9 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
- (1) 提出期限 平成15年12月16日（火）
- (2) 提出場所 3に同じ。
- 10 その他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札及び財務規則第154条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (2) 落札者がいない場合は、最高入札者と随意契約を行うことがある。
- (3) この入札の執行は、公開する。

道 教 育 庁 日 高 教 育 局 告 示

北海道教育庁日高教育局告示第7号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成15年11月21日

北海道教育庁日高教育局長 福 田 誠 行

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道静内農業高等学校産業教育施設新築工事に伴う物品購入 ソフトクリームフリーザーほか 14台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納入期日 平成16年2月13日（金） (4) 納入場所 北海道静内農業高等学校（静内町字田原797番地） 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービスが可能であること。 3 契約条項を示す場所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局企画総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高支庁合同庁舎 2階202号会議室 (2) 入札日時 平成15年12月4日（木）午前10時30分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要	10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提出場所 3に同じ。 (2) 提出期限 平成15年12月2日（火） 11 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道教育庁日高教育局企画総務課 イ 所在地 郵便番号 057 - 8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 電話番号 01462 - 2 - 2211 内線 3114 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第159号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年11月21日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 交通事故処理服（冬服） 170着 (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納 入 期 日 平成16年2月6日
(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に应じられること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成15年11月25日から28日まで
イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(2) 入 札 日 時 平成15年12月4日 午後1時30分
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 郵便等又は電報による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。

- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 9 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- 12 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
(3) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(4) この入札の執行は、公開する。
(5) 詳細は、入札説明書による。